

令和6年度サステナブルツーリズム推進事業 委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度サステナブルツーリズム推進事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月22日まで

3 事業概要

沖縄県では、沖縄観光における諸問題及びその課題解決に向けて、沖縄ならではのサステナブルツーリズムのあり方について検討を進めている。令和5年度は、取組に関する議論・検討に加え、沖縄県内のサステナブルツーリズムの取組状況の把握や、取組に関する課題を抽出・整理した。

本業務では、前年度の取組を踏まえ、沖縄版サステナブルツーリズムの考え方の普及啓発や沖縄観光における諸問題解決の取組支援、人材育成、ハンズオン支援等を行い、沖縄県内のサステナブルツーリズムの取組を推進するものである。

4 委託業務の内容

- (1) サステナブルツーリズム実態調査
- (2) 沖縄県サステナブルツーリズム推進検討委員会の設置および開催
- (3) 沖縄版サステナブルツーリズムの普及啓発
- (4) セミナー、シンポジウムの開催
- (5) 補助金取りまとめ業務
- (6) 補助事業者への支援
- (7) 打ち合わせ協議
- (8) 実施計画書、実績報告書、支払関係書類及び事業報告書等の作成及び提出

5 業務内容

(1) サステナブルツーリズム実態調査

① 県内サステナブルツーリズム取組事例のレポート作成

前年度調査で収集したデータベースをもとに、県内でサステナブルツーリズムを取り組んでいる事業者へヒアリングを行い、追加情報収集し、県内の取組事例として15件以上のレポートを作成する。なお、前年度整理した15事例を除くものとする。

② 課題解決に向けた取組事例の把握、データベースの更新

前年度調査で取りまとめた沖縄観光の課題を参考に、沖縄観光の諸課題解決に向けた取組を行っている事例を収集し、前年度調査で収集したデータベースを更新すること。県内市町村及び観光協会等のみの調査だけでなく、民間事業者も含め幅広く取り組みを調査すること。

③ 最新のサステナブルツーリズム取組の把握

沖縄県を含む全国を対象に、先進的なサステナブルツーリズムの取組を実施している地域について事例収集を行うこと。なお、調査対象については、サステナブル、レスポンスブル、エシカル、アドベンチャーと称した取組を対象とする。

(2) 沖縄県サステナブルツーリズム推進検討委員会の設置および開催

① 委員の選定

(ア) 委員については、観光、環境、伝統文化、地域住民、大学教授等（以下、「各分野」という。）、サステナブルツーリズム推進に必要な専門的な知見を有するとともに、事業目的や地域のニーズを的確に把握し、能力・実績等を考慮し、沖縄県と協議のうえ適切な人材を選定すること。

(イ) 委員との打ち合わせ等にあたっては、オンライン等の対応を可能とすること。

(ウ) 委員への謝金、交通費の経費も本事業の委託費用に含めることとし、謝金は内規等に準じて適正に支払うこと。

(エ) 委員は5名から8名程度とする。

② 沖縄県サステナブルツーリズム推進検討委員会の設置および開催

(ア) 検討委員会の開催回数は3～4回（1回あたり2時間以内）とすること。

(イ) 実際に議論するテーマや会議の進め方については、委員の意見を踏まえて決定するものとする。

③ 観光諸問題の課題整理及び解決手法の構築

(2)で得られた事例（観光諸問題及び課題解決に向けた取組事例）を整理し、各分野からの視点で課題解決の手法を構築すること。

④ 「沖縄県版サステナブルツーリズムのあり方」の設定

県内の取組をより拡大させていくため、県全体のビジョン・戦略を整理し、「沖縄版サステナブルツーリズムのあり方」の内容について検討し、設定すること。

⑤ 県内外の発信内容や手法の検討

④で取りまとめた「沖縄県版サステナブルツーリズムのあり方」について、発信する内容や手法、発信時期を検討し、取りまとめること。

⑥ サステナブルツーリズム推進体制の構築検討

「沖縄県版サステナブルツーリズムのあり方」を着実に推進・実現するため、県内の推進体制や具体的な取組について検討し、取りまとめること。

(3) 沖縄版サステナブルツーリズムの普及啓発

① 取組事例紹介

(1)の事例収集や(2)の検討委員会をもとに、県内市町村・観光協会等・民間事業者等に対し、観光諸問題解決に向けた効果的な事例紹介を行い、課題を抱える地域への取組啓発を行うこと。具体的な手法については、沖縄県と協議のうえ実施すること。

② 沖縄県サステナブルツーリズム推進事業補助金に関する周知・広報

当該補助金について、観光協会等、NPO法人、大学、町会、自治会、民間事業者等に対し、補助金の申請対象となる団体の特徴や補助対象となる事業、補助対象経費等について、周知・広報を実施すること。周知内容については、沖縄県と協議のうえ実施すること。

③ 相談窓口の設置

周知後は相談窓口を設置するなど、取組支援を行う体制を構築すること。

④ 「沖縄県版サステナブルツーリズムのあり方」の周知・広報

(2)の検討委員会にて設定した「沖縄県版サステナブルツーリズムのあり方」について、県内市町村・観光協会等・民間事業者・県民等のほか、県外も含めた効果的な周知・広報を実施すること。

(4) セミナー、シンポジウムの開催

① セミナーの開催

市町村や観光協会、観光関連事業者を対象に、サステナブルツーリズムの取組推進に関するセミナーを1回以上実施すること。セミナー内容については沖縄県と協議のうえ決定する。オンライン併催も検討すること。

② シンポジウムの開催

市町村や観光協会、観光関連事業者、県民を対象に、沖縄版サステナブルツーリズムの普及啓発及び観光諸問題の解決を目的としたシンポジウムを1回以上実施すること。シンポジウム内容については沖縄県と協議のうえ決定する。

(5) 補助金取りまとめ業務

沖縄県サステナブルツーリズム推進事業補助金について、沖縄県が選定した補助事業者に対し、サステナブルツーリズム推進および観光諸課題の解決に必要な費用を助言し、補助金対象経費の証ひょう書類等取りまとめ業務を行う。

(6) 補助事業者への支援

① アドバイザー（専門家）派遣

(ア) 派遣するアドバイザーについては、県内事業者への具体的な支援施策における専門知識を有するアドバイザーを選定する。

(イ) 補助事業者が事業を実施する上で直面する課題に対し、アドバイザーを派遣し、効果的な課題解決の支援を行う。

(ウ) 専門家への謝金、交通費の経費も本事業の委託費用に含めることとし、謝金は内規等に準じて適正に支払うこと。

② ハンズオン支援

(ア) 課題解決支援に向けた取組みについて、必要な支援プロセスを設定し、必要に応じて助言を行う。

(イ) それぞれのプロセスの達成状況を見極めつつ、補助事業の進捗管理を行う。

③ 実績報告の作成支援

補助事業者が作成する実績報告書について、助言及び作成支援を行う。

(7) 打ち合わせ協議

本委託業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せについては、定期的（月1回以上）に実施し、議事録を作成すること。また、県からの求めがあった場合は、その都度、すみ

やかに打合せを実施すること。打ち合わせ等にあたっては、オンライン等の対応を可能とすること。

(8) 実施計画書、実績報告書、支払関係書類及び事業報告書等の作成及び提出

- ① 上記(1)～(7)に係る実施計画書の作成(1部)
- ② 上記(1)～(7)に係るすべての成果物の提供(制作等に要したデータ等を含む)
- ③ 上記(1)～(7)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
- ④ 上記(1)～(7)に係る実績報告書(電子データ一式)
- ⑤ その他県が必要と認める書類等

7 成果物

(1) 成果物

- ① 実施計画書、実績報告書、支払関係書類及び事業報告書(データ一式)
- ② 本委託業務に関連して制作した制作物(制作等に要したデータ等を含む)
- ③ その他県が必要と認める書類等

(2) 著作権

本委託業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

8 委託料上限額等

本委託業務実施のための費用は20,101千円(消費税込、諸経費含む)

9 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、 $(\text{直接人件費} + \text{事業費} - \text{再委託費}) \times 10/100$ 以内で計上すること(小数点以下切り捨て)。

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同企業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

10 業務の再委託について委託業務内容

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせること

ができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ セミナーにおけるブースの設営または運営(但し、契約額が100万円未満のものに限る。)
- ⑤ その他、簡易な業務

11 その他

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (3) 本県の関連する施策や事業と適切に連携すること。
- (4) 本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、沖縄県と協議すること。